

トラックGメン がパトロール中です。

トラックGメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、**荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）**を行っております。ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

トラックGメンとは？

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、**違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけの実例】

ケース① 運賃・料金等の不当な据置き

(農産物取扱企業・真荷主)

－働きかけ後の改善策－

燃料サーチャージ、運賃についてはトラッシュも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うことに



【要請の実例】

ケース① 長時間の荷待ち

(製造業・発荷主)

－働きかけ後の改善策－

「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



ケース② 依頼(契約)になかった附帯作業

(食品製造卸会社・真荷主等)

－働きかけ後の改善策－

作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



ケース② 過積載運行の要求

(運送事業者・元請)

－働きかけ後の改善策－

当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手



【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※違反原因行為の事実が明らかの場合、働きかけを行わず、即要請を実施する場合があります。

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



⇒最高速度違反を招くおそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

運賃・料金の不当な据置き

(例) 運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じないなど

運賃・料金の不当な据置きの例

- 単価見直しの相談をしてもなしのつぶてで話を聞こうともしない。
- 荷主の担当部長に相談に行くと「不躰だ、まず一席もうけるべきだろう」と言われ断られた。
- 荷主の物流子会社の担当に運賃改定交渉を申し込むと「予算があるから」と即断された。

※内閣官房、公正取引委員会が連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を示しており、指針に従わず公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくと宣言しています。



依頼にない附带業務

(例) 契約にない以下のような業務を行わせ、料金を支払わない

付帯業務の例

- 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- 貨物に値札などのラベルを貼る。
- 積み下ろし場所から貨物を移動させる。



異常気象時の運行指示

(例) 気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

異常気象時の運行指示の例

大雪警報や台風による警報が出ているのに運行を指示され、結局異常気象により輸送を継続できず、荷主から違約金を請求されるなどという例も。これは当然違反原因行為です。



該当する事実があれば、改善の必要があります。

(トラックGメンの指摘後は、改善計画の策定・提出が必要です。その前に行動を。)

【電話でのお問い合わせ先】国土交通省の各運輸局に御連絡ください。

トラックGメンポータルサイト

※内容は順次更新中

近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 06-6949-6447 中国運輸局 自動車交通部 貨物課 082-228-3438

四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773 九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528

